

療育手帳のあらまし

平成29年4月 作成

発行元 山鹿市役所 福祉援護課 障がい福祉係
☎43-0052

療育手帳制度は、知的障がい者(児)の方に対して交付を行っている福祉手帳です。一貫した指導、相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けやすくするために利用されています。

「知的障がい」とは、一般的知的機能が明らかに平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが18歳代までに現れるものを指します。

なお、交付される手帳には、障がいの程度により

「A1(最重度)」、「A2(重度)」、「B1(中度)」、「B2(軽度)」と記入されます。判定は、福祉総合相談所で行われ、「発達障がいの程度」と「介護度」によって総合的に判定します。

◇ 療育手帳の手続き ◇

新規交付申請	判定は、申請者と福祉総合相談所の職員が直接会って(面接)行います ※申請時には顔写真が必要です(4cm×3cm 脱帽の上半身、ボライト不可)
再交付申請	・手帳をなくした場合 ・手帳の記載欄に余白がなくなった場合 ・手帳を破損した場合 ※再交付申請時には顔写真が必要です(4cm×3cm 脱帽の上半身、ボライト不可)
再判定	療育手帳には「 <u>次回判定年度</u> 」が記載されています。「次回判定年度」は療育手帳の有効期限を示しています。(次回判定年度の年度末日まで有効です。)次回判定年度がきたら、もう一度判定(再判定)を受ける必要があります。再判定を受けると、障がい程度や身体状況等を確認し、手帳の新しい有効期限が決定されます。新しい障がい程度は、判定年月日の翌日から適用されます。 ※ 次の判定年度の欄に「再判定の必要はありません」という記載のある方については、再判定の必要はありませんが、状態に変化が生じ、再判定の必要がある場合はご相談ください。
記載事項の変更	・療育手帳の交付を受けた知的障がい者(児)の氏名もしくは住所に変更があった場合 ・保護者の氏名もしくは住所に変更があった場合 ※ 知的障がい児の保護者の住所が変更された場合には、転居先(変更先)の市町村役場に変更届を提出してください。
返還	・手帳の交付を受けた人が交付対象者に該当しなくなった場合 ・手帳の交付を受けた人が死亡した場合 ・手帳を必要としなくなった場合 ・他県へ転出後、その県の手帳の交付を受けた場合
※ 申請の際には <u>印鑑</u> をご持参ください	

◇ 福祉サービス ◇

サービスの種類	内 容		お問い合わせ先
自立支援介護給付サービス	訪問系サービス・その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護（ホームヘルプサービス） 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います ● 短期入所（ショートステイ） 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います 	障害支援区分認定申請後、調査を受けられ審査会の結果、区分が決定された後、利用開始となります ※介護保険対象者は介護保険サービスが優先です
	日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護（旧デイサービス） 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います 	
税の控除	障害者控除	特別障害者控除	山鹿税務署 ☎44-2181
	所得税	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに知的障がい者（手帳 B1、B2）がいるときは、その障がい者1人につき27万円が所得金額から控除されます	
市・県民税	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに知的障がい者（手帳 B1、B2）がいるときは、その障がい者1人につき26万円が所得金額から控除されます	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族のうちに知的障がい者（手帳 A1、A2）がいるときは、その障がい者1人につき30万円が所得金額から控除されます	山鹿市役所 税務課 ☎43-1120
自動車取得税等の減免	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車取得税・自動車税・軽自動車税 療育手帳手帳 A1 または A2 判定 		①自動車税・取得税 熊本県県北広域本部 課税課 ☎0968-25-4124 （菊池市隈府 1272-10） ②軽自動車税 山鹿市役所 税務課 ☎43-1120
	①自動車税 ②軽自動車税 ※障害者1人につき1台まで	1 手帳所持者が取得（所有）する自動車を手帳所持者本人が運転する自動車。 2 手帳所持者または生計を一にする者（同居）が取得（所有）し、手帳所持者の通学、通院、通所、生業のため生計を一にする者（同居）が運転する自動車。 3 手帳所持者だけで構成される世帯で手帳所持者が取得（所有）する自動車を常時介護する方（別居可）が、手帳所持者の通学、通院、通所、生業のために運転する自動車。	
障がい者等用駐車場利用証（ハートフルパス）	療育手帳 A1・A2 の方 他、障がい者以外の方も対象となる場合があります		申請先 ・熊本県庁 ・山鹿保健所

サービスの種類		内 容			詳しいお問い合わせ
		割引の条件	割引額	割引の方法	
公 共 料 金 の 割 引	J R の 旅 客 運 賃	知的障がい者が単独で乗車船する場合の、片道101Kmを超える区間	本人のみ 5割引	療育手帳を乗車券発売窓口に呈示し券を購入	乗車券発行窓口
		介護者の同行するA1・A2の方（区間制限なし）	本人及び介護者 5割引		
		12歳未満のB1・B2の知的障がい者が介護者とともに乗車船する場合（区間制限なし）	本人のみ 5割引		
	バス運賃	知的障がい者	本人及び介護者 5割引	料金を支払う際に手帳を呈示し、割引料金を支払う	乗車券発売窓口 または バス乗務員
	タクシー運賃	知的障がい者	1割引	乗車に際し療育手帳を呈示	ご利用されるタクシー会社にお問い合わせください
	有料道路通行料金	①知的障がい者が自ら運転する場合 本人または生計を同一にする方が所有する自動車等（障がい者一人につき一台。営業用自動車を除く。） ②手帳A1またはA2の方の移動のために介護者が運転する場合 本人または生計を同一にする方が所有する自動車等または障がい者を継続的、日常的に介護している方が所有する自動車等。（障がい者一人につき一台。営業用自動車を除く。）	50%	福祉援護課障がい福祉係または各市民センターにて割引の申請を行い、手帳に必要事項の記載を受け、料金所で手帳を呈示 ※事前の申請が必要です	山鹿市役所 1階 福祉援護課 障がい福祉係 ☎43-0052 各市民センター 鹿北 32-3111 菊鹿 48-3111 鹿本 46-3111 鹿央 36-3111
	航空旅客運賃	① 12歳以上のA1・A2の方が単独または介護者とともに旅行する場合	各航空会社・路線で異なります	航空券購入時に療育手帳を呈示	航空券発売窓口
		② 12歳以上のB1・B2の方が旅行する場合 ※対象は本人のみ			
		③ 満3歳以上12歳未満のA1・A2の方が介護者とともに旅行する場合※対象は介護者のみ（本人は小児料金）			
	NHK放送受信料	療育手帳をお持ちの方を世帯構成員に有し、世帯構成員全員が市県民税非課税の場合	全額免除	福祉援護課 障がい福祉係または各市民センターに放送受信料免除申請書を提出	山鹿市役所 1階 福祉援護課 障がい福祉係 各市民センター ※上記をご参照ください
療育手帳 A1、A2 をお持ちの方が世帯主の場合		半額免除			

サービスの種類	内 容	詳しいお問い合わせ	
重度心身障がい者（児）の医療費の助成	<p>重度の心身障がいをもった方が医療を受けた場合に、一部負担金から、下記の自己負担額を差し引いた額を助成します</p> <p>ひとつの医療機関について…外来 月額 1,020円 …入院 月額 2,040円</p>	<p>療育手帳 A1・A2所持者 (各障がいによって異なります)</p> <p>山鹿市役所 1階 福祉援護課 障がい福祉係 各市民センター</p>	
携帯電話	<p>各種割引あり 療育手帳交付者本人1回線</p>	<p>契約時手帳の掲示を 各携帯電話のショップにお問い合わせください</p>	
日中一時支援	<p>日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族等の一時的な介護負担の軽減を図るサービスです。</p>	自己負担があります	療育手帳所持者
障害者外出支援タクシー利用助成事業	<p>家族による移送および路線バス等の利用が困難なことにより外出の支援が必要な方で、</p> <p>・住民税非課税世帯に属する方 ・施設入所者、および医療機関に入院していない方</p>	ひと月あたり400円チケット4枚を翌年3月まで	療育手帳A1・A2所持者
自動車運転免許取得・改造助成	<p>山鹿市にお住まいの手帳をお持ちの方で、免許取得及び自動車改造により社会参加が見込まれる方</p> <p>※事前の申請が必要で、所定の要件を満たす必要があります。</p>	療育手帳所持者	
山鹿市住宅改造助成事業	山鹿市にお住まいの65歳未満の方	療育手帳A1・A2所持者	
成年後見制度	<p>判断能力が十分でない方を保護し支援するための制度です。例えば、介護契約等の身上監護を目的とする法律行為や預貯金の管理等の財産管理に関する法律行為を援助するものです。</p>	<p>最寄りの家庭裁判所 リーガルサポート熊本支部 ☎096-364-2889 任意後見契約については公証役場</p>	
地域福祉権利擁護事業	<p>判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう支援するために、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理サービスを行っています。</p>	<p>地域福祉権利擁護センター ☎096-423-5474 山鹿市社会福祉協議会 山鹿：43-1134 鹿北：32-2696 菊鹿：48-5060 鹿本：46-2206 鹿央：36-3811</p>	
後期高齢者医療制度	<p>65歳から74歳までの障がい等級がA1、A2の方は、後期高齢者医療制度に加入申請することができます。(ただし、熊本県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方のみです。)</p> <p>加入(障がいの認定の申請)は任意です。いつでも申請することができます、いつでも撤回することができます。</p>	<p>詳しくは 山鹿市役所国保年金課 (後期医療年金係) ☎43-1576 または各市民センターへ</p>	

各種手当・年金

種類	支給対象者	支給月額	問い合わせ
障害基礎年金	納付要件を満たした者で、身体又は知的・精神に一定の障がい ^① の程度を有する者 <u>※年齢基礎年金を受給されている方は受給できません。</u>	等級によって 年金が変わります	・国保年金課 (後期医療年金係) (山鹿市役所1階) ☎43-1576 社会保険事務所 社会保険事務局
障害厚生年金	雇用労働者で身体又は知的・精神に重度又は中度の障がいを受けた者	年金額は、社会保険事務所等へご確認下さい	社会保険事務所 社会保険事務局
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体又は知的・精神に中度以上の障がいを持つ児童を養育している父か母、又は父母に代わって養育している者 ※所得制限あり	1級：一人につき 月額 51,450円 2級：一人につき 月額 34,270円	・福祉援護課 障がい福祉係 ・各市民センター ・地域振興局福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で中度以上の障がいにある児童を養育している者 父または母が重度の障がい者である家庭においても同様に手当が支給される ※ 所得制限あり ※ 父または母の公的年金の加算対象 児童となっている者を除く	児童1人の場合： ・全部支給 42,290円 ・一部支給 42,290円～ 9,980円 ・第2子加算額 5,000円 ・第3子以降加算額 一人 3,000円	・福祉援護課 児童家庭係 ☎43-0052 ・各市民センター 鹿北 32-3111 菊鹿 48-3111 鹿本 46-3111 鹿央 36-3111
特別障害者手当	身体又は知的・精神に著しく重度の障がい ^① を有するため、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者 ※所得制限あり	一人につき 月額 26,810円	・福祉援護課 障がい福祉係 ・各市民センター
障害児福祉手当	身体又は知的・精神に重度の障がい ^① を有するため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の者 ※所得制限あり	一人につき 月額 14,580円	・福祉援護課 障がい福祉係 ・各市民センター

発行元 山鹿市役所 福祉援護課 障がい福祉係
☎43-0052